

北海道困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画の概要

第 1 章 困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

区 分	内 容
(1) 策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困難女性支援法（令和 6 年 4 月施行）に基づき、国が定める基本方針に即して「困難女性支援計画」を策定【新規】 ○ 配偶者暴力防止法に基づき、国が定める基本方針に即して「配偶者暴力防止計画」を策定。道では、令和 5 年度までを計画期間とした第 4 次計画を策定しており、新たな計画を策定【見直し】 ○ 政策的に関連の深い 2 つの計画を、「困難女性支援計画」として一体的に策定
(2) 計画の位置づけ	○ 困難女性支援法及び配偶者暴力防止法に基づく都道府県基本計画として策定
(3) 他計画との関連	○ 「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」や「北海道男女平等参画基本計画」などと整合性を図る
(4) 計画の期間	○ 令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間

2 現状及び課題

区 分	内 容
(1) 現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道立女性相談援助センターの利用状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数（R4:4,501件）、一時保護件数（R4:186件） ○ 女性相談支援員設置市における相談件数（R4:8,680件） ○ 配偶者暴力被害者相談機関への相談状況（R4:12,762件） ○ 民間シェルターの相談件数（R4:4,481件）
(2) 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の年代で、20歳代以下の相談割合が少ない <ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層の支援を必要とする女性の把握がなされていないと推測 ・ 若年者への支援施策等の認知度が低いと推測 ○ 道立女性相談援助センターでの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話及び来所相談が困難な者への対応、自立支援部門の有効活用 ○ 民間支援団体が無い振興局管内がある <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間シェルターは 7 振興局管内に 8 団体

3 基本目標

区 分	目 標
I 女性相談支援員の配置人数	全ての市町村に設置（令和10年度まで）
II 協働する民間団体数	全ての振興局管内に立ち上げ（令和10年度まで）
III 支援調整会議設置市町村数	全ての市町村に設置（令和10年度まで）
IV 相談支援担当者の研修受講率	女性相談支援員の研修受講率の向上
V 相談窓口の認知度	道及び市町村の広報媒体による周知、SNS等の活用

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

1 支援の内容

区 分	主な取組
(1)アウトリーチ等による早期の把握	○道及び市町村の広報媒体等を活用した啓発 ○メールやSNS等を活用した相談対応の整備
(2)居場所の提供	○民間団体等と連携した気軽に立ち寄れる場等の確保 ○地域食堂など幅広い年代が利用できる居場所との連携
(3)相談支援	○道立女性相談援助センターによる相談支援 ○性暴力被害者相談支援センター北海道（さくらこ）、にんしんSOSほっかいどうサポートセンターと連携した相談支援
(4)一時保護	○道立女性相談援助センターによる一時保護 ○民間シェルター等への一時保護委託
(5)被害回復支援	○道立女性相談援助センターによる支援 ○医療機関等と連携した支援
(6)日常生活の回復支援	○道立女性相談援助センターでの生活・日中活動支援 ○民間団体と連携した回復支援計画の策定・実施
(7)同伴児童への支援	○児童相談所や市町村児童福祉主管部局との連携 ○教育委員会や学校等との緊密な連携
(8)自立支援	○道立女性相談援助センターでの自立支援 ○民間団体への委託による自立支援
(9)アフターケア	○道立女性相談援助センターでのアフターケア ○市町村と連携した継続的なフォローアップ

2 支援の体制

区 分	主な取組
(1)道立女性相談援助センター及び女性相談支援員の体制	○道立女性相談援助センターを中心とした情報共有等・連携体制の確立 ○市町村の女性相談支援員と連携した支援の実施
(2)民間団体との連携体制	○支援調整会議を活用した相互連携 ○民間支援団体との意見交換の場の設定
(3)関係機関との連携体制	○支援調整会議を活用した相互連携 ○児童相談所や市町村との連携
(4)支援調整会議	○道本庁、市町村、道立女性援助センター、民間団体等の関係機関で構成する支援調整会議を設置
(5)教育・啓発	○ホームページ等による相談窓口や制度の周知・啓発 ○学校関係者との連携による教育・啓発
(6)人材育成	○関係職員に対する研修会の実施
(7)調査研究等の推進	○国や民間団体の取り組み等について情報収集 ○必要な実態調査の実施

第3章 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策内容に関する事項

区 分	主な取組
1 啓発の推進	○ホームページなどの広報媒体の活用 ○パネル展やセミナーの開催
2 被害者の発見や相談体制の充実	○関係機関や団体、市町村に対する積極的な情報提供 ○民間シェルターとの連携
3 安全な保護のための体制の整備、充実	○警察等との連携による加害者の追及からの安全確保 ○保護命令制度がより適切に利用されるよう情報提供
4 自立支援	○就業の促進、住宅の確保 ○福祉制度等の活用や情報提供
5 関係機関、団体の相互の連携協力	○一時保護委託による全道的な一時保護体制の整備充実 ○民間シェルターとの連携
6 職務関係者の研修、人材育成の充実等	○関係機関の職務関係者を対象としたセミナーの実施 ○配偶者暴力相談支援センター職員を対象とした研修会の実施
7 苦情への適切な対応	○関係機関に対し、苦情処理体制を整備し、適切に対処するよう働きかけ
8 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	○関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援 ○被害者の適切な保護及び自立支援

第4章 計画の推進

区 分	内 容
1 計画の推進体制	○本庁及び振興局において、市町村や関係機関と連携して計画の推進を図る ○北海道子どもの未来づくり審議会に設置する困難女性支援部会において意見をいただき、計画に登載する施策や事業の進め方などに反映
2 計画の点検評価	○毎年度、指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握 ○計画の推進状況の点検評価を行うなど、PDCAサイクルを通じて、より効果的な取組となるよう必要な見直し